

審議事項

森林病虫害等防除法における 高度公益機能森林等の区域変更について

静岡県 経済産業部 森林・林業局 森林整備課

高度公益機能森林等の区域の変更

- 松くい虫被害から松林を守るため、区域を定めて集中的に防除を実施している
- 次期「静岡県松くい虫被害対策事業推進計画」※の策定に伴い、松林の状況の変化に応じて見直すこととなった
- 区域変更には、森林病虫害等防除法に基づき、森林審議会の意見が必要

※現行計画：H29年4月1日～R4年3月31日



松くい虫とは

松くい虫・松枯れ

【特徴】

- 夏から秋に葉が急に下を向き（しおれ）赤くなって枯れる。
- 健全な松が突然枯れる。
- 樹齢に関係なく枯れるが、稚樹・幼樹は枯れにくい。
- 被害は爆発的に広がる。
- 何もしなければ、マツの成木はほぼ枯れてなくなる。

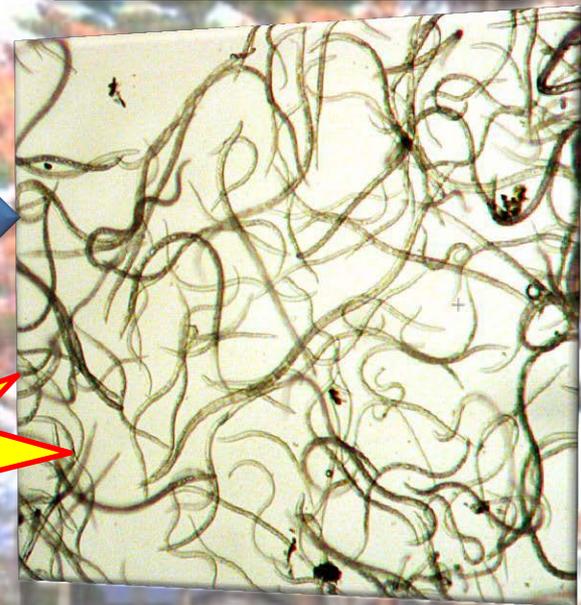


松くい虫被害 = マツ材線虫病

病原体の運び屋
マツノマダラカミキリ



マツを枯らす病原体
マツノザイセンチュウ



協同で松
を枯らす

集団的 急
激な枯死
急速拡大

(北米から侵入)



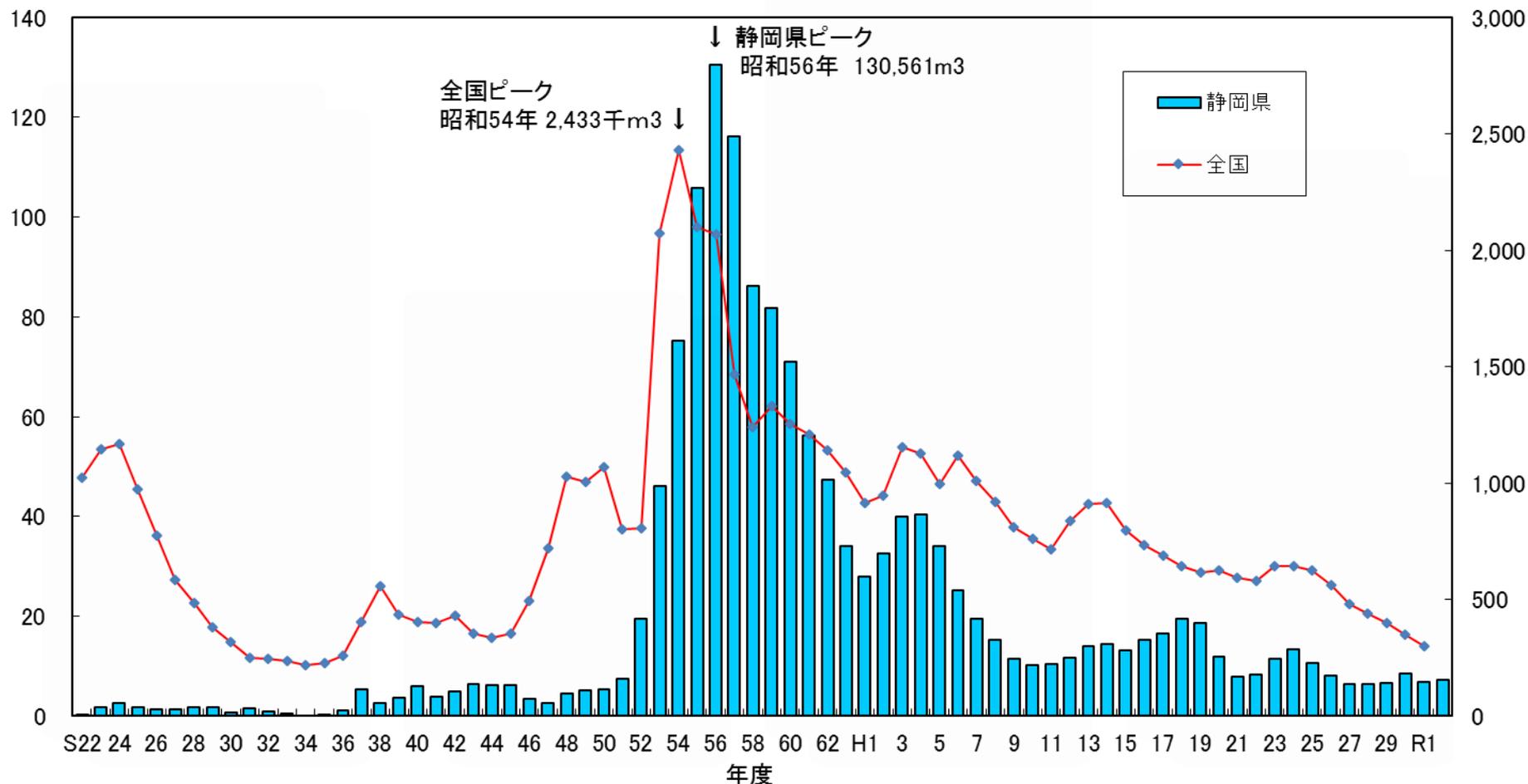
被害状況

松くい虫被害の推移(静岡県・全国)

R1年度:全国302千m3 R2年度:静岡県7千m3

千m3(静岡県)

千m3(全国)





松くい虫被害対策

保全すべき松林を限定して防除を実施

- 高度公益機能森林

保安林やその他の公益的機能が高い森林であってマツ以外の樹種からなる森林では機能確保が困難なもの(保全すべき松林)。

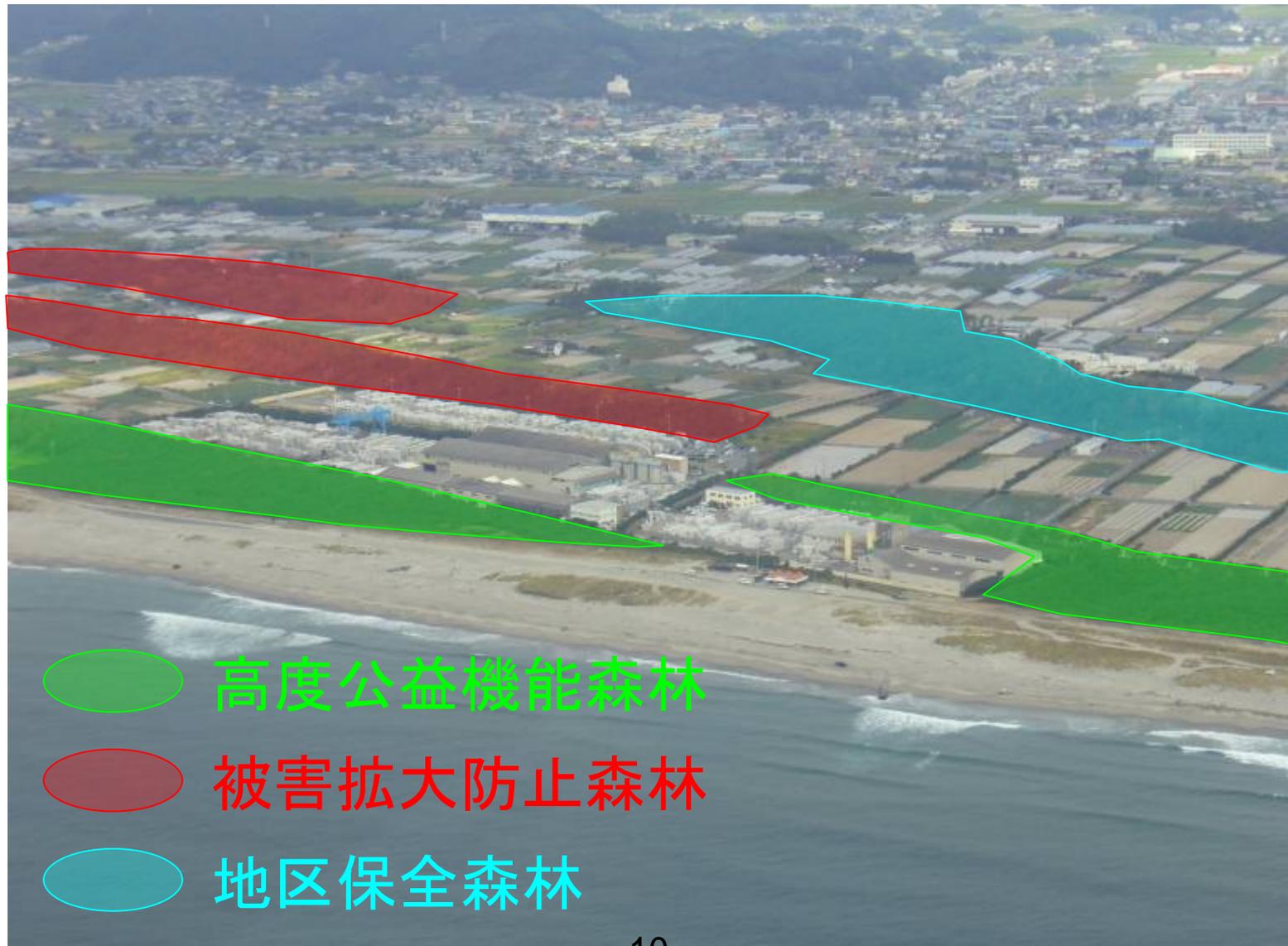
- 被害拡大防止森林

松くい虫等の被害対策を緊急に行わないとすれば、高度公益機能森林に著しく被害が拡大すると認められる松林(周辺松林)。

- 地区保全松林

地域として保全すべき松林(市町長が指定)

松くい虫被害対策区域



松くい虫被害対策

薬剤散布（成虫を駆除）

空中散布 > 地上散布（無人ヘリ） > 地上散布

予
防

又は

予防剤樹幹注入（マツノザイセンチュウを駆除）

薬剤散布による予防ができない箇所を実施

+

駆
除

伐倒駆除（幼虫のうちに駆除）

感染拡大を防止

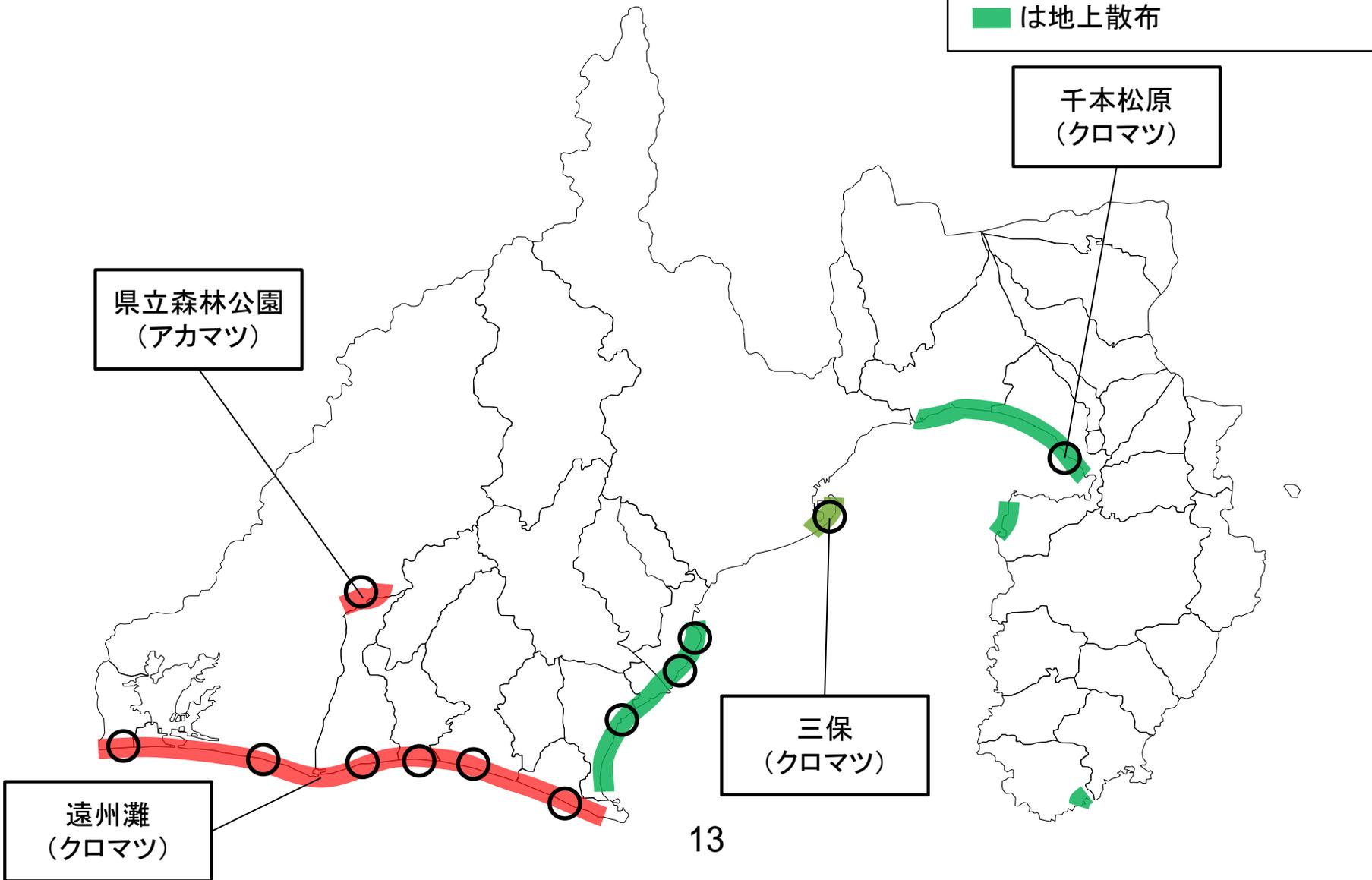
特別防除（空中散布）

- ヘリコプターを利用して行う予防薬剤散布
- 区域を指定して実施（**特別防除実施区域**）
- 空中散布の特徴
 - 効果が高い（マツの上から）
 - 効率がよい（大面積を早く）



静岡県の防除実施区域 (海岸防災林及び県立森林公園)

- は県実施箇所
- は空中散布(一部地上散布)
- は地上散布



変更の方針

- ① 保全する松林を限定して予防と駆除により防除を徹底するため、松林を取り巻く状況の変化を踏まえ区域の見直しを行う。
- ② 地域住民や利害関係者などから幅広く意見を聞いた上で集約する。

区域変更(案)

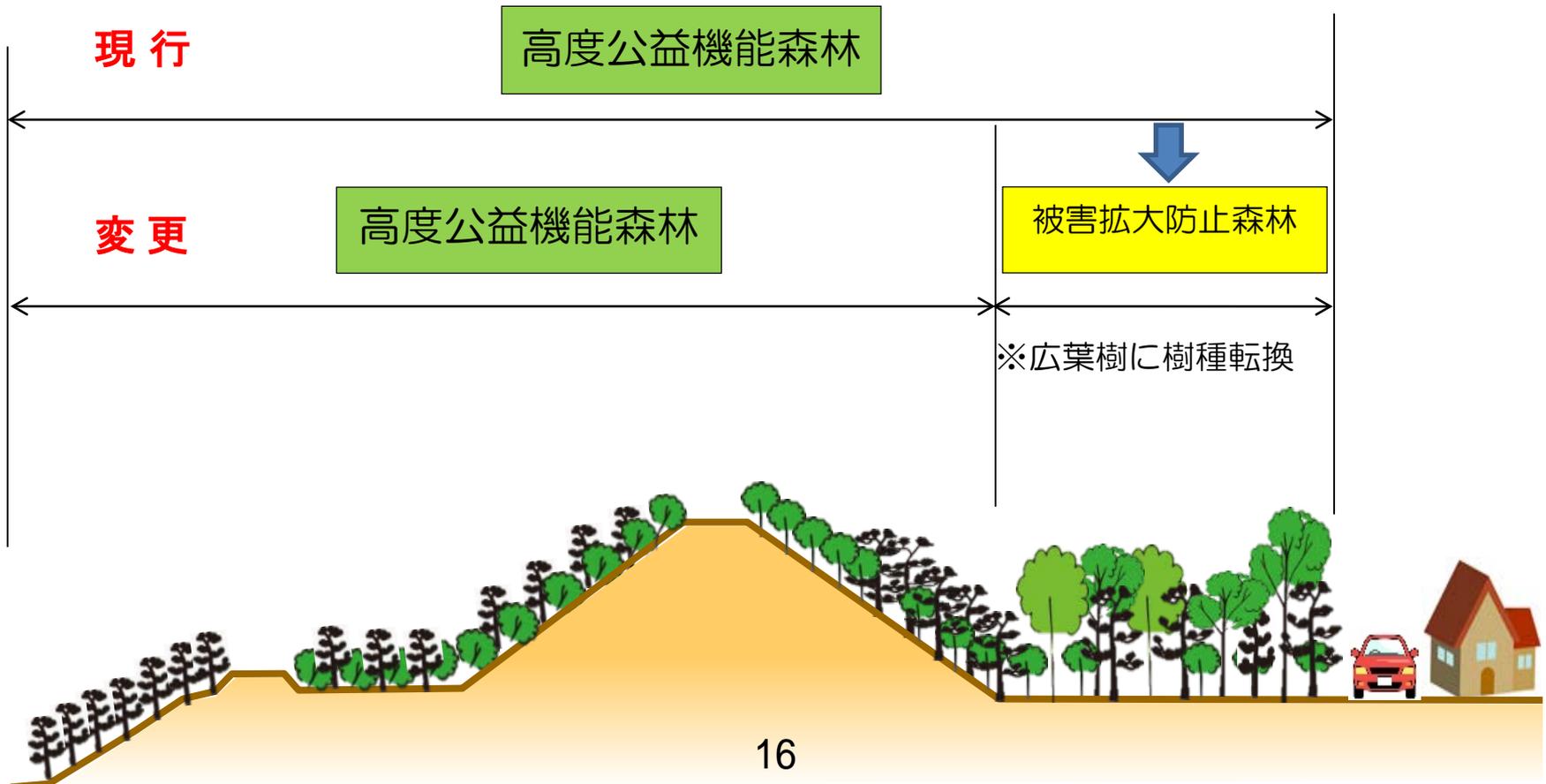
単位: ha

区域	高度公益機能森林			被害拡大防止森林			特別防除実施区域		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
賀茂	3	3	0						
東部	122	122	0						
富士	55	55	0						
中部	20	19	▲1						
志太榛原	61	59	▲2						
中遠	331	315	▲16	83	58	▲25	315	299	▲16
西部計	256	237	▲19	235	215	▲20	261	261	0
うち海岸	179	160	▲19	132	112	▲20	69	69	0
うち森林公園	77	77	0	103	103	0	192	192	0
合計	848	810	▲38	318	273	▲45	576	560	▲16

区域変更の主な理由

◎高度公益機能森林

「森の防潮堤づくり」に伴う増減（浜松市海岸ほか）



区域変更の主な理由

◎被害拡大防止森林

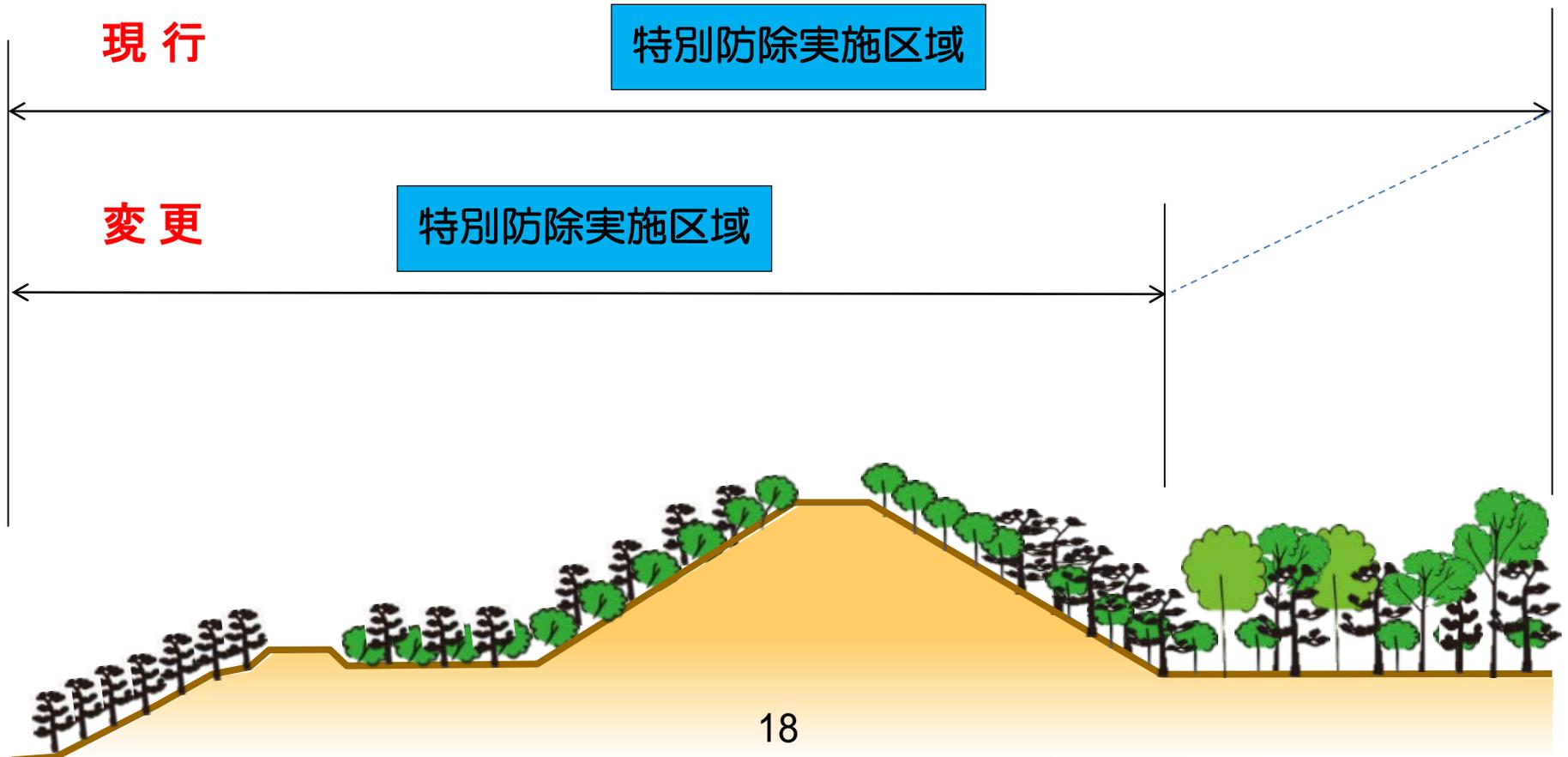
他の樹種への転換が完了（浜松市海岸ほか）



区域変更の主な理由

◎特別防除(空中散布)実施区域

高度公益機能森林の区域減に伴う減(掛川市ほか)



地域住民等からの意見聴取

大きく区域見直しを行う地区において書面による周知・意見聴取又は地元説明会を実施した。

賀茂・東部・富士農林事務所管内

市町名	開催期日	聴取先、出席者	結果
南伊豆町	令和3年9月14日 ～30日	自治会1地区	反対意見なし
沼津市	令和3年9月13日 ～29日	自治会29地区、農協・森林組合、 松保全組合等11団体	反対意見なし
富士市	令和3年8月25日 ～9月24日	自治会18地区	反対意見なし

地域住民等からの意見聴取

大きく区域見直しを行う地区において書面による周知・意見聴取又は地元説明会を実施した。

中部・志太榛原農林事務所管内

市町名	開催期日	聴取先、出席者	結果
静岡市	令和3年9月13日 ～28日	連合自治会2地区	反対意見なし
焼津市	令和3年9月15日 ～9月29日	自治会9地区、教育機関14校、 農協・漁協11団体	反対意見なし
吉田町	令和3年9月15日 ～9月29日	自治会2地区、漁協1団体	反対意見なし
牧之原市	令和3年9月15日 ～9月29日	自治会20地区、農協1団体	反対意見なし

地域住民等からの意見聴取

大きく区域見直しを行う地区において書面による周知・意見聴取又は地元説明会を実施した。

中遠農林事務所管内

市町名	開催期日	聴取先、出席者	結果
磐田市	令和3年9月7日 ～30日	自治会3地区、学校1校、農協・ 漁協等3団体、企業等3社	反対意見なし
袋井市	令和3年9月8日 ～30日	自治会11地区、農協等3団体、 企業等11社、畜産業3社	反対意見なし
掛川市	令和3年9月13日 ～30日	自治会7地区、農協等2団体、企 業等42社、農業3社、畜産業1社、 ゴルフ場1社	反対意見なし
御前崎市	令和3年9月3日 ～30日	自治会3地区、財産区3区、保全 林管理組合等4団体、ゴルフ場1 社	反対意見なし

地域住民等からの意見聴取

大きく区域見直しを行う地区において書面による周知・意見聴取又は地元説明会を実施した。

西部農林事務所管内

市町名	開催期日	聴取先、出席者	結果
浜松市	令和3年9月7日、 令和3年8月23日 ～9月30日	自治会29地区、教育機関9校、 農協・漁協5団体、福祉施設2施設、 養蜂家17名、企業2社、 県有防災林巡視指導員5名、 国有地管理者、警察、その他1団体	反対意見なし

主な意見

- ・ 区域見直しについて反対はなかった
- ・ 松くい被害対策について、防除の徹底を求める声が多かった

関係市町長への意見聴取 結果

期間：令和3年11月22日～12月6日

方法：文書による意見照会

農林事務所	市町名	結果
中部	静岡市	異議および意見なし
志太榛原	焼津市、吉田町、牧之原市	
中遠	磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市	
西部	浜松市	

変更手続き

期 日	内 容
～10月8日	地元説明会
11月19日	市町職員や関係者等で構成される「松くい虫防除連絡協議会」で区域変更案について協議
～12月6日	関係市町長への意見聴取
12月20日	静岡県森林審議会での審議
1月中	静岡県防除実施基準の告示
//	静岡県防除実施基準の公表、関係市町への通知
//	農林水産大臣に報告